

会 議 録

公開・非公開の別	【開催日】平成 26 年 12 月 24 日（水） 【時 間】15 時 00 分～17 時 00 分 【場 所】岸和田市役所新館 4 階 第 1 委員会室	【傍聴人数】0 名 【傍聴室】 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室		
公開				
【名称】平成 26 年度第 4 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《説明員》産業振興部：小山部長 産業政策課：牟田課長、和田担当長、藤浪担当員 農林水産課：坂上課長、魚野担当長、今口担当員 《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、池内参事、大田				
【議題等】				
1. 次期指定管理者選定手続きについて 2. 非公募施設の次期指定管理者選定における審査基準について （1） 産業会館 （2） 大沢山荘 3. 次回審査委員会の開催について				
【会議録概要】				
●次期指定管理者選定手続きについて、非公募にて選定する施設、公募にて選定する施設、調整中の施設の説明。 ●今回は非公募施設である産業会館と大沢山荘の選定に用いる審査基準についての審議となる。 委員長：本日は、岸和田市指定管理者審査委員会規則第 7 条に基づき、説明員として施設所管課が出席しています。施設所管課による施設説明の後、各委員による質問、審議の後に、施設所管課の提案に対し、本委員会として、結論をまとめたいと考えていますがよろしいでしょうか。 全委員：了承。 委員長：次第 2 番の（1）「産業会館」の審査基準について審議します。施設所管課による説明をお願いします。 説明員：産業会館の概要について説明します。正式名称は岸和田市立産業会館、所在地は岸和田市別所町 3 丁目 13 番 26 号です。昭和 57 年 3 月に竣工、同年 4 月に開館しています。土地面積は 2,255 ㎡、建物面積は 2,762.66 ㎡です。建物については、本市と岸				

和田商工会議所に所有が分かれており、本市所有分が 1,412.67 m²、商工会議所所有分が 1,349.99 m²となっています。割合では本市が 0.511、商工会議所が 0.489 です。施設の設置目的は、市内各業界が参加する研究の場として、経営改善、技術向上、金融斡旋等の中小企業振興業務を行うこと、情報交換、研修など中小企業の活動の場とすることです。設置条例には、商工業の振興、産業の育成を目的とすると明記されています。指定管理業務は、会館の使用許可、制限ならびに使用許可の取り消しに関する業務、使用料の収納に関する業務、施設の設備の維持管理に関する業務です。管理物件には、産業会館敷地、敷地内の外溝及び植栽、敷地内駐車場、本市が借りている隣接するいずみの農協が所有する 32 区画分の駐車場を含んでいます。

使用許可などを行うのは本市所有部分である集会室、大会議室、小会議室、和室です。使用許可にあたっては、申請書に記載し使用料を前納することをもって申し込み受付を完了することとなっています。使用料の徴収、設備の維持管理、防災・防犯に関する業務、また本市の業務に協力することを条件としています。詳細は仕様書に記載しているとおりです。

審査基準においては、「施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。」が最も重要と考え、40 点として配点を高くしております。「その他、施設の管理・運営上必要な事項」として、産業会館の設立の趣旨が反映されているか、などを加えております。

「類似施設を良好に運営した実績はあるか」という項目は、本日用の資料作成後に再検討しまして削除することとしました。説明は以上です。

委員長：質疑に入ります。

委 員：51.1%というのは、土地建物共有の割合か。

説明員：建物になります。土地は全て本市の所有です。

委 員：会議室などは岸和田市所有として決まっていて、トイレなどは共有ということか。

説明員：はい。

委 員：共有部分の清掃などは、仕様には含まれているのか。

説明員：はい、含んでいます。

委 員：「使用許可の制限について」にある「ただし、大阪府内の事業所であっても、」以下の記述だが、日用品などと限定列挙されている。限定列挙が適当か、幅のある表現が適当か、最終的な仕様書を決定する際に検討してはどうか。また「中学生以下を対象とする学習塾等は使用を許可しない。」とあるが、高校生以上は可能ということなのか。審査基準で一番ポイントを置いているのはどこか。

説明員：「施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。」という項目に重きを置いています。

委 員：分かりやすく具体的に、設置目的を説明願います。

説明員：市内の中小事業者の振興、経営安定、商工事業者への指導・相談業務などです。これら

は商工会議所と市が一緒になって担っている業務でもあります。

委 員：中小事業者が使用したいということがあれば、優先的に使用できるということになるのか。

説明員：はい。使用料はいただきます。

委 員：労務管理について具体的には記載がないが、就労規則等は商工会議所と同じになるのか。

説明員：労務管理は「安定的な運営が可能となる人的能力」の項目で審査したいと考えています。商工会議所は法に定めのある団体であり、公務員に準ずるような団体ですので労務管理についてはきちんとしているであろうといううえでの、審査基準としています。

委 員：再委託も多いのか。

説明員：シルバー人材センターに、清掃、休日管理を再委託しています。自家発電・火災報知機の点検、貯水槽清掃は、業者に再委託しています。

委 員：年間の利用数を教えてください。

説明員：平成 25 年度では、248 回、13,464 人です。

委 員：増えていますか。

説明員：横ばいです。おおむね毎年 250 回程度の利用回数となっています。

委 員：利用している方の利用目的の記載は申請書にはありますか。

説明員：たとえば「面接」と記載されていれば、採用面接なのか人事考課面接なのかといった内容は伺います。

委 員：使用割合はどのようになっていますか。たとえば業者と市民団体とであればどちらが多いのでしょうか。

説明員：市主催行事で使用するのが 60 数%、企業の採用面接、総会、勉強会、セミナーなどが残りの使用です。

委 員：商工会議所の自主事業はありますか。

説明員：経営革新セミナー、創業セミナー、親子そろってそろばん教室など、市と商工会議所と共同でしているものがあります。

委 員：管理体制について聞きたいが、人員は何名ぐらいで行っているのですか。

説明員：指定管理料には人員 1.5 人分を含んでいます。実際には、産業会館内に商工会議所の事務所があり、商工会議所職員 12 名、アルバイト・パート 2 名います。その中で館の管理を司っているのが総務部で、4 名が関わっているということです。

委 員：12 名というのは商工会議所全員で、産業会館の管理に関わっているのはそのうちの総務部 4 名ということですか。

説明員：はい。

委 員：その 4 名について、研修はされていますか。

説明員：特には行っていません。

委 員：使用料の免除はどのようなケースですか。

説明員：市が主催・共催している無料のイベント、市・商工会議所・行政委員会が主催している

市民のための無料のイベントです。

委 員：それらの割合はどの程度ですか。

説明員：さきほど申しました 248 回のうち、69 回です。

委 員：69 回が使用料免除ということですね。

説明員：はい、そうです。

委 員：貸室それぞれの名称、時間帯ごとの稼働率を教えてください。

説明員：稼働率は把握していません。

委 員：これまでどのような方法で統計を取っていましたか。

説明員：月別の使用回数を把握しています。

委 員：稼働率がわからないと利用拡大という項目の審査は難しいです。設置目的である中小企業の相談育成はわかりました。ただ自主事業というのは、さきほどの説明では分らなかった。商工会議所としての事業が全て自主事業ということで数えているのですか。つまり、指定管理業務として貸館と施設管理以外に何がありますか。

説明員：市と商工会議所と共催している事業としては、先ほど申しました親子そろってそろばん祭、産業会館で実施していないのですが産業フェア、岸和田おみやげ委員会の会議、岸和田っ子歌謡祭の打ち合わせの会議、産学官交流プラザ岸和田の会議です。

委 員：よくわからない。今回の産業会館の指定管理部分でいうと、施設管理と貸館以外に何がありますか。貸館だけでよろしいか。審査基準と仕様書とがどうもちぐはぐで、こういうことを審査基準にしても実態にあわない。例えばその自主事業の内容のところとか、いったい何が自主事業なのか。利用拡大の取組内容とか、事業の広報 PR とかがあがる、そもそも求めているものが貸館以外に何かあるのか。会計を分けた商工会議所の独自事業の他に、産業会館の指定管理者としての自主事業は何かあるのか。ないのであればこの「自主事業の内容が、施設の設置目的や市の管理方針に相応しいものか」とかは審査しづらいので外すべきです。貸館業務だけなら、施設の設置条例との関係もあるが、そのあたりの整理を所管課でやっていただかないと難しい。それらは全部の審査項目に関わってきて、「受託団体の設立趣旨と専門性が生かされているか」というと、商工会議所で普段行っている事業、商工会議所でしか出来ない事業でのノウハウを活かして、この産業会館の指定管理として自主事業なり施設管理を行っていただく話になるかと思うが、そのところが今の説明ではよくわからない。

それから、この仕様書の中身では、利用拡大の取組というのはかなり厳しいのかなと思います。たとえば、もし自分が成り代わってここを運営すると想定した場合、一ヶ月の間に同一事業所が申請できる日数を 3 回とする基準もよくわかりませんし、せっかくグランドピアノがありながら土曜日の日中と日曜日しか使えないという理由もよくわかりませんし、高校生以上の塾は良くて小中学生が不可なのかとか。ここまで仕様書で定める必要があるのかどうか。むしろ経営的には、だいたいの稼働率を調べて、空いている時間帯がもし多いとすれば、なぜそれが利用されないか、どうすれば利用しやすくなる

のかを調べて、仕様を改めるなどして、指定管理者が利用者拡大するための取り組みを許すような仕様書でないとなかなかこの イ ②③④⑤⑥⑦⑧⑨ の項目はつらいのではないか。それから減免ですが、ホームページによると市が主催共催、商工会議所、行政委員会の使用は減免するとある。指定管理者の自立性でいうと、市の主催行事であっても減免しないという拒否権はあるのか。特に今回非公募ですので、市の言いなりというような感じに見られないようにある程度施設管理者の独自性というものがないと、なかなか厳しいのではないか。使い勝手の面でいうと、ホームページを見ても、施設のキャパまでは書いてあるが、例えばレイアウトみたいなものがない、またネットで空き室状況もわからない。入場料を徴収すると使用料が２倍となる。一般的には資料代ぐらいは徴収可ではないか。有料の催しと分けている施設が一般的ではないか。そのあたりですごく使いづらい、すごく利用拡大しにくい仕様書になっている。これをほんとにそのまま仕様書として出されてこの イ のところの利用拡大とかが図られるのかはすごく疑問です。

委員長：今のご意見に対して質問等ありますか。

説明員：仕様書につきましては、協定書で細かい部分を取り決めることになっています。指摘を受けた中でいうと、土曜と日曜以外オーケストラ及びライブ演奏等を制限している部分につきましては、平日は消費者センターと岸和田商工会議所自体が産業会館の中で業務を行っているため、音量の大きいものに対しては、使用しないようにということで制限をかけています。

委員：そもそも備品としてあるピアノ自身を、土曜日と日曜日の日中しか使わせないことにしているのは、そんなに音が漏れるのですか。しかも夜の９時ぐらいまで開館しているのに、そんなに周りに気を使わなければいけない施設なのですか。

説明員：音量が大きすぎると考えられるものということです。

委員：でも今の段階では備品のピアノでさえも、夕方５時までしか使わせない規約になっている。一ヶ月の間に同一事業所が申請できる回数が３回とか、３日前までに申し込んでなければ使わせないとか、ものすごく使い勝手も使わせ勝手も悪い仕様書になっている印象があります。ですので、冒頭お聞きしたようにこれだったらあんまり稼働率はよくないと思って、だいたいどの時間帯に人気があるのか、あるいは全くその人気がない時間帯とか、施設の実態をお伺いした。その基礎データを押さえてないとなかなかこの話はつらいかなと思います。

委員長：今ご指摘あったところは、この施設の使い方の本質に関わる問題になるかと思われます。追加でご質問ございましたら、それを頂いたうえで整理をしたい。

委員：建設から年数的に３２年ほど経過している。耐震とか防音設備とかも、出来ていないから、コンサートとかに使うのには制限があるのではないか。使用したこともあるが、古い建物なので、そのあたりの事情はあると思う。ただし駅からの距離は近い、駐車場も有る。確かに消費者センターや商工会議所があるから平日のコンサートとかは無理だと

思う。建物として32年ほど経過しているが、耐震はは大丈夫なのか。

説明員：耐震化工事は平成27年度に予定しています。今年度に耐震設計をしました。審査基準の利用拡大は外すほうがいいのではないかと考えます。

委員：自主事業は限られると思います。

説明員：はい。

委員：利用拡大を外すというのは言いすぎだと思う。せっかく施設があるのだから、例えばある事業所が週1回定期的に集まりたいといったときに、週1回集まるのであれば月4回使用できるようにするとか、利用者の立場に立ってもう少し考えられたほうがいい。キャパシティがあるとすれば、それをいかに上げるということは大事ではないか。非公募であるだけに、商工会議所もある程度官みたいなものだし、閉鎖的な取扱いでないようにする必要がある。

委員長：たくさんの意見が出ているので、項目を上から見ることにする。まず ア ①一部の利用者に対して不当な利用制限他不適当な優遇措置が存在していないか については、現在の仕様書のとおりでよいのかという疑問です。これは学習塾やカルチャー教室について、「日数を3回とし、最大18回までは申請可能」というのが、どこから来ているのかよくわからないとか、「中学生以下を対象とする学習塾等は使用を許可しない」というその理由は何だったのか、何か歴史的経緯があるのかかもしれませんが、利用率を上げていくためにはこの制限というのは、理解がちょっと難しい。そうすると高校生以上なら良いのか、予備校的なものならいいのかというふうにとれる。

それから「日用品、生鮮食品、健康器具、健康食品、仏壇、リビング用品（流し台及び風呂等）の販売」はなぜ禁止されたのか、というのが特殊だなと感じる。地域事情があるのか。本来の目的が条例に書かれているとおりであるならば、「商工業の振興及び産業の育成を図るため」ですから、岸和田の地場産業が発展していくために、考えたのがこの除外規定なのか。市の使用が減免であるのは分かるのですが、商工会議所も減免である、となったとき、これが例えば商工会議所が指定管理者でなくなった場合でも商工会議所は減免で使ってよいということになる。外から見たときに、商工会議所が自分の会議室みたいに私物化するという印象に取られる危険性があるのではないのでしょうか。市の場合の減免というのは、一般会計で利用料金を払っても別のところから一般会計で入ってくるので結局一緒である。その理屈は成り立つ。でも商工会議所への減免は、外部会計からの入金を断るということですから、市と違う位置づけになるのではないか。

それから社会的弱者等への配慮を考えているかといった場合、身体障害者の団体が使いたいとか、あるいは女性団体が新しい起業をしたいといったときに、減免をするのか、そういう規定の整備がされていないように思う。女性、障害者、高齢者などの社会的参画というのは社会課題です。そこで産業に就業してきたりとか、新たに小さなコミュニティビジネスとかソーシャルビジネスとかを起こそうというのは

応援してもいいのではないか。そういう発想で次のイの自主事業で何か企画されているのかということをイメージしていたのだが、自主事業はない。貸館だけではないのか。ここで言う自主事業は何を指しているのか、それも見せてもらわないと評価のしようがない。

それから「事業の内容が偏るなどしていないか」というのは何の事業か。自主事業の内容か、あるいはその貸館として貸しているベースでされている事業のことか。

それから次の「各年度の事業計画の内容は適切か」というのも、管理計画だけを意味しているのか、自主事業も含めた事業計画なのかはっきりしないので、適切かどうか判定できない。「利用拡大の取組内容」については、さきほどの委員との質疑応答を踏まえると管理するだけと聞こえる。「地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか」これも実際に事業をどういうふうにされているのか、あるいは利用者連絡会議が作られているのか、あるいはその地域のパートナー団体があるのか、といったデータが必要です。「事業内容等の広報やPRに積極的に取り組む姿勢はあるか」これも自主事業を行っているかどうか、貸館だけ行っている場合でもどんどん使ってくださいというPRをしているのか、全部バックデータがいる。

それから「利用者の視点に立った方針・方策を立てているか」もアンケートをとっているのかを問われますし、そのアンケートに対してフィードバックして改善を投げかけました裏づけがいる。審査内容は非常に緻密ですけど、これに対応した情報・データ、あるいは資料は出せるのかということと、それに対応する具体的な管理、あるいは事業展開が行われているのかというのが、それ以前に問題になってくる。エのところでは「施設の管理運営実績」と「事業の継続性」で①と③が同じ文章になっている。「①受託団体の設立趣旨と専門性が生かされているか」が読み込みにくい。

それから「事業の継続性」に「③受託団体の設立趣旨が生かされているか」がつながりにくいので分かりにくい。むしろこれは受託団体の設立趣旨と受託事業とが整合しているか、団体の適格性というような項目である。さきほど削除されたウ⑩「類似施設を良好に運営した実績はあるか」というのがエのその他にあるのが自然ではないか。初歩的な質問で申し訳ないが、P. 3の「9月及び10月祭礼に伴う警備のため、警察に使用許可することにより他の使用を制限する必要があると判断した場合は、事前に市に通知すること。」が主語がないのでわからない。これはこの施設を警察に使用許可することですか。警察に警備駐在してもらうという意味ですか。

説明員：そうです。

委員長：「警察にこの施設を使用許可することにより」ということになる。それからもうひとつ大きな疑問ですが、政治目的に使ってもよいのですか。宗教は除外されています。

説明員：使用できます。

委員：仕様書を見る限りは、貸館のみです。

委員：貸館のみで専門的なノウハウが必要なければ公募にかけられる案件ではないか。貸館以外の自主事業で専門性があるから非公募ってという理論ではないか。

委員長：そういうことである。非公募にする積極的な理由が見当たらない。

事務局：公募・非公募についてのご指摘でございますけれども、非公募とできる条件の中に、「民間所有施設と一体である複合施設を当該民間施設の管理者に一括して管理運営させることが合理的と考えられる場合」とありまして、この施設は市と商工会議所との共有ですので、市の意向だけで建物全体を管理することが難しいということで非公募としています。

委員長：あらためて各委員に意見を求めます。

委員：指定管理料はいくらですか。

説明員：平成 26 年度の指定管理料は 1,779 万 1 千円です。

委員長：さきほどの自主事業の説明であれば、商工会議所独自の事業ということであり、指定管理者としての自主事業とは捉えがたい。自主事業の実施を要求するのでしょうか。自主事業はカットして、貸館だけにされてはどうか。産業会館または商工会議所の各会議室は全て商工会議所所有と思っていたが、商工会議所が市所有の会議室を使用した場合の利用料は徴収しているのでしょうか、減免としているのはおかしいのではないか。岸和田市所有分を使用している貸館事業のみということですっきりとした審査基準にすればいい。

委員：減免したうえでの、利用料金収入はいくらでしょうか。

説明員：使用料収入は 248 件 174 万 1,100 円です。

委員：69 回の減免は市が使用する場合で、商工会議所が使用している分については別に減免されているのですか。

説明員：69 回の減免の中に、市と商工会議所が共同で使用した分も含んでいます。

委員：約 180 回の利用料が約 174 万円ということになる。

委員：貸館だけとするにしても、審査基準のイ⑨⑩⑪あたりでいうと、「施設の設備、機能を十分に活用した内容となっているか」とあるとかの点では、施設がどういう使われ方をしているのかというバックデータがある。減免の話もそうで、市の減免なのか商工会議所の減免なのかを分けないといけない。これだけの古い施設ということで利用が行き詰っている、一部の人の利用にとどまっているということであれば、⑪あたりで今後どういう風に利用者を増やしていくのか、利用者の開拓のところです。委員が言っていたように、市の産業育成とか中小企業の育成みたいなところを目的にした場合、今の使用許可の制限でいいのかどうか。むしろ、貸館であったとしても、例えばどういうところにどうしていきたいのか、今後どういう業界に働きかけていくのかなど自主的なことはできる。そういうことがないと、つらいのではないか。むしろ今後どういうところに使ってほしいのか、そういう戦略を出してい

ただけるなら、審査もできると思う。古い施設なので、自由に使える形でよいなら面白い使い方もできる。パーティーとかもできる、高校生以上の学習塾利用もできる、ピアノ発表会とかもできる、それからこのセットを見ますと照明などもありますから、やろうと思えばいろんな使い方ができる。そうするとこんなとき、こういうふうなことにお使いいただけますよ、というようなことを自主事業代わりにご提案いただくとか。そういうふうな形にならないと、貸館申請があったものだけを受け付けるだけではつらいなという気はする。

委 員：管理料 1,700 万円に光熱水費も含んでいますか。建物の所有が半分半分ということであれば、光熱水費も含まれていると思う。

説明員：光熱水費も含んでいます。

委 員：按分でですか。

説明員：按分です。

委 員：残りが人的経費などになってくると思う。それを示してもらえるとありがたい。

説明員：決算書があります。

委 員：単なる面積按分っておかしくはないか。実際に使った電気代とは違ってくる。貸室と常時使っている業務領域とがある。きちんと協定しているのか。

委 員：51.1 対 48.9 であれば、市の支出が多い。

委員長：貸室の稼働率が半分とした場合、使用時間が短いので冷暖房費も要らないから経費がかからないのではという話にもなる。冷暖房費を別にとっていないが。指定管理者制度とは、施設の管理委託ではない。使用許可などの行政処分の特権も含めて管理者に渡すわけです。管理委託の場合でしたら、最終的な責任は対等です。指定管理者制度において指定管理者が行った過失というのは全部市長側に帰ってきます。まず最初に訴えられる被告は市長です。あとで市長が指定管理者に内部求償する。これが管理委託と違うところで、結構責任は重たいです。代理人なんです。ですから施設を貸す、貸さないに関してもきっちりとした基準を作っておかないといけない。

もう一つはソフト部分です。市の政策について、実行力を持っている専門団体にその一翼を担ってくださいということで事業をお願いすることはあります。それが指定管理者制度の場合は、市からお願いする業務委託項目になる。例えば年間 12 回、中小企業経営者のためのセミナーを開いてくださいとか、そのためにこれだけの管理料を支払います、といった細かい項目で積算されていきます。今回の場合は、市のほうから政策的にこういうことを行ってくださいという指定は出していないということです。商工会議所さんが主体的にすることをよしとしていると。商工会議所が行っている仕事ではこの施設を無料使用することは認めますと。設置目的に合致しているという限りは評価すると、そういうやり方である。ですからアンフェアな話になっています。結果的に指定管理者の独善的な利用を許す形に見えてしまうか

もしれない。そのところは、はじめをつけないといけないのではないかというのが各委員の意見です。

自主事業というのは評価の対象にしないという方法が一つ、それから施設管理に関する評価だけに徹底しようというのも方法の一つではないかということです。そうではあったとしてもいくつかの設問項目がバックデータがない限り評価できないものもある。それはきちんとバックデータを出すように今後経営改革を商工会議所をお願いできるのか。利用者アンケートを取る、アンケートの分析をして、従業員の執務姿勢を改革するとか、そういう仕組みになっているのかです。そういう裏づけと処理の仕方のシステム化がきちんとあってこそ、指定管理者としての5年間の評価を我々ができる。現にやっておられるなら、この項目でサービス向上のためとかいうのはできるんですけど、ここらあたりは裏づけとしてとれるかどうか、というのがもうひとつの問題です。

工については、もう一回書き直したほうがいい。「施設の管理運営実績」と文章が対応していない。特にあの「これまでの管理運営実績が生かされるか」というのは何を言いたいのかわからない。これまでの管理運営実績が生かされるか、生かされているか。事業の継続性と受託団体の設立趣旨とはあまり関係がないのではないか。団体が受託する適格性の話だと思う。適格性に関しては、項目審査がない。非公募だから外していると思う。

事務局：委員皆様の日程が合うのであれば、本日いただいた指摘のなかで、仕様を所管課で作り直し、審査基準も不要な審査基準を抜いて、再提案させていただき、ご審議いただくということが考えられます。ただ3月に開催を予定している委員会については、この施設について指定管理者候補者予定先に、提案書の提出を求める予定でございましたので、提案書を商工会議所が作るに必要な時間を考慮して基準を設定するという必要があります。そうすると1月中に再度当委員会を開いていただいて、3月下旬に提案に間に合わせるというスケジュールになります。

委員長：1月中に再提案いただくということであれば、委員の日程を抑えなければならない。

委員：持ち回りでどうでしょうか。

事務局：持ち回りでさせていただきます。

説明員：事務局から、審査基準についてアからウについては、あまり変更しないでほしいとの説明があったが、産業会館にあわせて変更してよいのか。

委員長：自主事業については、自主事業の解釈が間違えているので省いたほうがいいというご意見が出ています。省略してもいいですが、それ以外の項目はいい。ただ、心配しているのは、当方がこれで審査するときにバックデータが出せる仕組み、経営の仕組みになっているかということである。

アンケートを取っていますか、苦情が出てきたときこう処理していますとか、こう処理してこう改善しました、2年目にはこれだけアンケートがよくなりました、と

かである。そういう経年変化をきちんと出せるような、的確なマーケティングの仕組みを持っているのかということです。それをしていないのに、これを評価してください、データはありません、ということであれば審査委員会は紛糾する。書いていることはいいことで、むしろこのとおり経営してくださいということです。他市では、施設の利用者数のうち最低でも 3 割から 4 割のアンケートデータを出せるようにお願いしてます。

委員：サービス向上の点とか、人権の研修の実施についてなどを、むしろ仕様書に書くべきかなという気がする。少なくとも個人情報とか人権に関する研修を、きちんとやりなさいということを書き込むべきです。要望の把握のために、例えばアンケートを行って分析しなさいとか、利用者協議会というようなものを定期的に関きなさいとか、そういうものの方が仕様書に入っているべきです。今あるのは使い方がかりなので、月 3 回までとか利用時間とかはむしろ施設側に任せたい方がいい運営になる気はします。自主事業を省くにしても、施設の設置目的、岸和田の中小零細の応援に繋がるような、たとえばこういうところにもっと使ってほしいとかお声がけとか PR とか、市の方の設置目的と一緒にやってこういうことでもっと利用拡大したいから、こういうところに働きかけていきますみたいな感じのストーリーで、なおかつ、きちんと人権とか平等とかそういうところも出していただく話だったらいいのですが。

それから今日の資料を見る限り、按分になっているかもわかりません。ですので、同じ建物を使っているから余計に誤解を招かないように、商工会議所の光熱水費とか、貸室の使用料の徴収についてであるとか、明らかにしておいた方がいい気はする。それから休日管理は全部シルバー人材センターに任せているということですが、これも利用がいつに集中しているのか、土日の利用のほうが多いのであれば、シフトを代えていただいて土日こそ正職員の方が入ってフォローすべきでしょうし、貸館管理だけでももう少し施設の設置目的に沿った向上ができることもある。そういう前向きな提案を仕様書に入れていただきたいのが希望です。

委員：清掃業務 348 万円というのも、稼働率の低い会議室も含めて面積割しているのではないか。使用がない所はあまり掃除せずに、商工会議所が使用している方を主に掃除していて、それを 51.1 対 48.9 で割ってる可能性もあるのではないか。本来それをチェックするのが所管課の仕事ではないか。

委員：電気代も少し多いのではないか。修繕費もこんなにいるのか。

事務局：請求額総額は確認しているのか。会館全部の清掃費がこれだけで、そのうち指定管理業務の部分がこれだけという確認はしているのか。

説明員：月々で確認しています。

事務局：それは全て面積割りか。

説明員：そうです。

委員：面積割であれば半分以上ということである。

説明員：当初から、51.1 対 48.9 というのは変わっておりません。どういう経過でその数字になったのかというのは、どの資料を調べてもわかりません。

委員：昭和 57 年からずっとですか。

説明員：はい。

委員長：再委託について、指定管理者が他の事業者にも再委託を出している。「業務再委託先の指導育成、研修体制は十分か」という項目に耐えられますか、ということです。空調設備保安管理、電気設備保安管理、清掃業務委託、これらは再委託ですよ。この事業者しかないのですかということ問われるのではないですか。つまり商工会議所が主となってしていることは全部折半でしているということであれば、審査委員会は審査することは何も無いじゃないですか。この事業者ばかり使うのはおかしいんじゃないですか、もっといい事業者があるかも知れないから選定のときに競争するという話になる。

しかし、それも所有区分があるので出来ないとなると、指定管理を導入していること自体おかしいという事になりませんか。指定管理をやめて委託に切り替えたらいいということになる。管理だけやってもらって、市に使用許可申請書だけ市役所に持ってきてもらって、市で使用許可を出す。そういう方法だってないことはない。そういう指摘を受けるような誤解を招かないために理論立てはしておかないといけない。そういう意味で指定管理料の内訳はもっと精密であるべきです。基本協定書がもう少しきちんとされているのであれば、この仕様書でも大丈夫なのだが、そのあたりが気になります。全般的に仕組みが緩いという印象です。その一方で審査の視点が精密なので、緩い状態で我々が審査した時にバックデータなどの裏づけを求められることになる。これは間違いのないわけで、基準はこれでいい、自主事業の項目はどうするかという点は別として。その仕組みは整理するという前提でお出しになるべきではないですか。だからといってもっとざっくりしたものになさいと言っているわけではない。そうすると本末転倒となる。基準はむしろよく出来ている、工以外は。全国的に見てもレベルの高い審査表だと思います。あまり時間掛けてもいけませんので、保留とします。後ほどまた協議します。

それでは次に、大沢山荘について審議いたします。説明員は交代してください。準備が出来ましたら、説明をお願いします。

説明員：岸和田市立大沢山荘は、岸和田市南部の山間にあり、面積 350 ヘクタールの大沢町にあります。近隣ではいちじくや水茄子、お米や筍などの農産物も採れ、近くにいよやかの郷もあり、自然豊かな地域に昭和 56 年に建設されました。施設の概要ですが、地域における農林業の振興、農林業後継者の育成及び市民の自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的とし、研修、集会その他多目的の利用をする施設です。大沢大学などが開催されており、社会教育施設的な役割も担ってます。具体

的に大沢大学は 65 歳以上の方もしくは老人会の方が、健康と安全のために医師などから様々な講義を受けてもらっています。指定管理期間は平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月末までとなっています。

管理業務の範囲ですが、施設の維持管理に関する業務、施設の使用許可・制限ならびに許可の取消業務、清掃業務、防火業務、施設で実施する事業に関する業務、図書の貸し出し業務、老人子どものための活動を推進する事業、農林業振興のための市民への広報活動です。平成 26 年度は夏に地元で採れた竹を使って竹細工の教室を、冬にしめ縄・門松・クリスマスキャンドル作成などのクラフト教室を行いました。50 組の応募があり、抽選で 25 組が選ばれて大変盛況なイベントとなりました。大沢山荘の敷地については、大沢町会と岸和田市の共有の持ち物となっています。説明は以上です。

委員長：質疑をお願いします。

委 員：直近の決算書があれば準備していただきたいのと、審査基準のイでいう自主事業というのは図書の貸し出しなどになるのですか。

説明員：貸館業務がメインですが、自主事業ということで月に 1 回図書館から本が来ますので入れ替えて貸し出しをしているということと、夏と冬の年 2 回、農業振興をアピールするための教室というのが自主事業と考えております。

委 員：それは自主事業でいいんですか。

委 員：図書の貸し出しというのは、施設の目的にあった農業関係の本とかここが常備しているという話ではないのか。

説明員：会館当時からの本もあるが図書館からの本なので、子どもさんも来られるので絵本とか様々な本です。

委 員：市の図書館の貸し出しを委託されているということか。

説明員：市の本もありますし、建設当初からある本もあります。

委 員：その所有権というのはどこにあるのか。

説明員：市です。

委 員：受託された団体の大沢町が持っているものではなく、市の所有ということなら、自主事業ではない。

委 員：施行規則第 2 条があって、これに沿って指定管理業務と自主事業と分けて質問していけばいいのではないか。

説明員：8 条で図書の貸し出しがあります。

委 員：実施していないならそれでかまわないので、市から委託している事業と指定管理者が自主的に提案してやっている事業とに分けて下さい。

委 員：図書は市の事業と思われる。第 2 条（1）は市からの委託事業は何で、自主事業は何というふうに説明をお願いします。

説明員：水利組合、森林組合などの農林業関係の団体が会議等を行う際は、みなさんに使っ

ていただいています。

委 員：それは市からの委託ですか。

委 員：貸館ですね。

説明員：貸館にもあたるのかなと思うのですが、農林業関係の団体ということで、極力使っていただくようにしていただいています。

委 員：活動推進で会議場所を提供しているというのは分かりました。活動推進なので、他に何かしていることはありますか。農業関係団体のためにここが自主的に広報活動しているとか、相談に乗っているとか。

説明員：特にはありません。

委 員：今回も特にやる予定はない。2 番はどうでしょう、研修。つまりなぜこういうことをお伺いしているかという、審査基準のところに施設の設備機能を十分に活用した内容となっているかとか書いてある。していないならしていないで構わないです。少なくとも所管課の考えとして今後こういうふうなことをやってもらおうと思ってることとか、予算の関係上無理ですという話がないと、このサービス向上のための話とか施設をどう活かしていくのかがわからない。貸館であったとしても、このあたりのところを中心にやってくださいというようなことがあると思うので、その現状を順番にお伺いしているんです。

説明員：イベントというのは、市民に対しての農業振興をPRするということで地元の採れた物を使って、大沢町会の方と市が協力して、開催しています。

委 員：年に2回イベントをしている。

説明員：そうです。調理施設もありますので農産加工実習として、婦人会の方が調理器具使って味噌を作られたりもしています。

委 員：貸館事業であってここが主体としてお味噌を作るような講座を開いているとか公募でやっているとかいうことではない。

説明員：そうではないです。婦人会の方がお味噌を作られています。

委 員：3 番はどうですか、老人子どものための活動というのは。場所柄、社会教育施設の役割もあるとおっしゃっていたので。

説明員：大沢大学が老人のためです。

委 員：高齢者大学みたいな位置づけですね。

説明員：そうです。

委 員：子どもの事業というのは。

説明員：ひな祭りのときのひな寿司調理とか、これも農産物加工の一部になるかと思うのですが。

委 員：市の委託事業としてこれを行ってくださいという形でお願いしているのか、団体が自主事業の提案として、1 から4までの事業を行う形で来ているのか。

説明員：毎年イベントを開催しますので、市と町会の思いをあわせて、今回はこれを実施す

るという形である。自主事業といえば自主事業ですが、市も提案はしています。

事務局：議題の整理のために補足をさせていただきます。条例にある定めに従いまして、第8条 指定管理者が行う事業は、「施設の利用に関する業務」と「施設の維持管理に関する業務」と「施設で実施する事業に関する業務」、市長が特に定める業務がございますけれども、これにもとづきまして整理されている仕様書がお手元の資料のP. 2からでございます。さきほどの中で、解釈に疑義の生じる第8条の第1項第3号 施設で実施する事業に関する業務 に関しましては、仕様書P. 3 図書の貸し出しに関する業務で定めてございまして、施設の設置目的全体に関することに関して指定管理業務として実施する位置づけではないようですので、その辺も加味いただきましてご議論の方よろしくをお願いします。

委員：大沢町というところは、町会館は別にあるんですか。

説明員：ないです。会館の代わりになる施設はあります。

委員：会議などをする施設は別にあるのですね。大沢大学などと名前がついていたり、水利組合の会議の場所を提供しているというのは、地域限定みたいな形で利用されることの方が多いのですか。

説明員：地理的な理由で、地元の方の利用がかなり多くなっています。

委員：かなり山間のほうなので、市役所周辺の人がそちらまで行って利用するということはないわけですね。

説明員：そういう人のために、先ほど申しましたイベントを開催しています。

委員：地域限定ではないと。例えばクラフト教室でも50組という応募の中には地域外の方もおられたのですか。

説明員：はい。直近のイベントは大沢町会の方の応募はありませんでした。市内の他の地域の方と、市内在勤の方から応募いただいています。

委員：広報紙に掲載されていたのですか。

説明員：そうです。

委員：PR方法としては広報誌で募集するという形ですね。竹細工についても同じですか。

説明員：そうです。

委員：市民全体を対象とした事業として広報しているのですね。

説明員：広報はホームページでも行っています。

委員：なんとなく大沢町会、町民のための施設と誤解されるところがある。そうではないところも出していただく形で利用拡大も考慮していただけたらいいのではないか。人件費として管理手当も183万円ほど払っているが、それも町会として管理してもらうことでお支払になっているということですね。

委員：大沢地区以外からの利用というのは、夏と冬にだいたい限られるということですか。

説明員：実態はそうです。

委員：開館についてですが、月曜日がお休みで、開館時間が午前9時から午後10時まで

ということで、13 時間ある。利用状況はどうか。

説明員：利用状況は昼も夜も利用されています。

委 員：かなり稼働率が高いのですか。データはないですか。

説明員：全館まとめてですと、使用回数は平成 25 年度で 248 回。利用人数で 4,856 人です。

委 員：管理人手当が約 138 万円ということですが、何人で管理されているんですか。

説明員：常勤の事務員さんが 9 時から 5 時までというのが一人おられまして、あとは大沢町会の方が交代でやっています。

委 員：ホームページが見つけれませんが、特に掲示はしていないのですか。

説明員：会館のホームページは作っていません。

委 員：一人管理人を置いて主に地域の人利用と、後は年に何回か公募のイベントをしていると理解でよろしいですか。

説明員：そうです。

委 員：それで次年度以降も行っていくという、所管課の判断でしょうか。条例でいうと、林業後継者の育成とかもあるので、しよによっては仕様書でこういう事業をやってほしいという提案をお願いするというのも一つの方法という気はします。

説明員：そのような事業については指定管理者と話しはしていません。

委 員：少ない経費であれもこれもというのは難しい話なのでは。この審査基準というのは、若干審査しにくいという気はします。利用者拡大のところで、常設のホームページがない、クローズしてしまうところとか。体験教室とか調理施設もある、その稼働がどれぐらいとか。「事業内容等の広報や PR に積極的に取り組む姿勢はあるか」という項目や、せっかくある設備機能を十分活用した内容となっているとかである。反対にこれだけの予算でこれだけのことをしたいとかを提案していただくような企画であれば審査もしやすい。ただ、していないことを責めているわけではない、この予算ですから。仕様書のところで何か工夫できることがあればしたほうがいいのではないか。

説明員：検討します。

委員長：審査基準を産業会館と比べたが、ほとんど一緒です。共通です。たぶん市のほうのご指導で、こういうふうにしたら一番いいですよと示されたのではないかと、基本ベースを。ところがさきほどの施設はともかくとして、大沢山荘はこの審査の視点にコンセプトが合っていない。合っていないのにこの審査基準でいくと現場がすごく苦しむことになるのではないか。ここの町会以外にこの指定管理を受けてくれる団体はないのではないかと。

説明員：そうです。

委員長：それにあった審査項目にしたらいと思う。例えば村の人に愛されている施設かどうかとか、従業員は村の人と交流しているかどうか、そういうふうに変えたほうがいい

いのではないか。利用拡大といっても難しいのではないか。

委 員：収益事業もない。

委 員：難しい。

委 員：とはいえ規則の規定がある。

委 員：非公募施設は基準をもっと緩いものに変更するというのは駄目か。

委員長：非公募は説明責任を問われやすいので、緩めないほうがよい。

委 員：あえて厳しくしたほうがよいのではないか。

委員長：では、大沢山荘の審査基準は提案とおりということでもいいでしょうか。ただし審査のできない項目については中間点を入れるなど、附帯事項を入れておきます。委員会としての願望だが、できるだけ大沢町会の私的に使っている施設と誤解される余地があるのでそうならないように、運用を注意してください。外部の人の利用度をどれだけ上げるかということです。

委 員：できればホームページはずっと開いておいたほうがいい。会館の情報にアクセスのしようがない。

委員長：ではこの審査基準については承認ということにいたします。以上で本日の審議案件は終了いたしました。次第の３番に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：次回の審査委員会は平成２７年３月２５日 午後１時より開催する予定です。ご審議いただく内容は、２つありまして、１つは本日ご議論いただいた産業会館と大沢山荘について、指定管理者候補者のプレゼンと応募書類に基づく審査を行っていただきます。

２つめは、本日と同様の審査基準等の審査について、公募施設について行っていただきます。公募施設については、施設数が多いこと、審査基準だけではなく募集要項等につきましてもご審議いただきますので、３月２５日と、１日で公募施設の全てを完了することは時間的制約から難しいと考えています。そのため４月以降にもう１回、公募施設の審査基準等を審議いただく委員会が必要と考えております。

委員長：何か質問ございますか。

委 員：私は指定管理者候補予定者（岸和田商工会議所）の顧問をしている。よって次回の審査は回避したほうがよいのではないか。

委員長：誤解がないように回避したほうがよい。候補予定者の関係者である委員については、その候補予定者の審査を行わないこととします。

委 員：産業会館の審査基準について、いつ審議しますか。

委員長：審査基準に３、４箇所解釈に疑義があるものがあった。

事務局：「自主事業の内容が、施設の設置目的や市の管理方針に相応しいものか」という項目は、非公募であっても指定管理者候補者から自主事業の提案があるかもしれないので、このような表記をしてくださいということで、所管課にお伝えしています。

委 員：さきほども述べたが表記としては残して、実情として自主事業がなければその項目

は評価しないなどとしてはどうか。

委 員：ただわかりにくいのが、商工会議所が自身の予算で行っている事業と、指定管理としての行っている事業がきちんと別れていれば、貸館のみということなる。

委員長：それは峻別してくださいとお伝えください。指定管理料で行っている事業を明確にしてもらってください。

委員長：自主事業という言葉は、統一して曖昧な使い方をしないようにしてほしい。自主事業というのは、指定管理者の自己責任、主体性において行う事業です。市が仕様を定めて指定管理料を払って、指定管理者に行わせる事業ではない。

委 員：市は何を求めているのかである。こういう人たちを対象にセミナーを開くとか、さきほど委員がおっしゃった障害者とか女性の人たちを対象にした施策を持っているならば、それをしてもらうなどはどうか。様々なことはできると思う。

委員長：事業計画書という言葉が施設管理にも使われているし、ソフト事業も事業計画書の中に入っている。

委 員：維持管理の内容も入っているのですね。ソフト事業だけではないのですか。

委 員：管理業務、管理事業ですね。

委員長：言葉を整理したほうがいいかもしれない。全体を事業計画書と言う。その中に、管理運営に関する計画書、ソフト事業に関する計画書がある。

委 員：工の④が理解できない。

委 員：補完だけであれば指定管理にする必要はない。安価であるというだけの話です。

委員長：この言葉がおかしいのではないか。事業の継続性という項目の中で、行政機能の代替補完などは問う必要がない。今後この団体に任せて大丈夫か、ということを問うわけですから。過去の実績を問う項目と、今後の見通しを問う項目ですよ。

委 員：今後の見通しですね。

委員長：そうするとノウハウが内部化されて、そして職員のスキルも上がってきているとか。利用者側の評判もよいとか。

委 員：今後の予定の話を続けましょう。

委員長：1 月に委員会に出席する時間を確保できますか、それとも事務局を通じて持ちまわりで審議しますか。

事務局：事務局と産業政策課でモニタリングの基準と整合性を失わない形で再提案いたします。次の案を送らせていただいてご意見いただき、1 月末には完成させたいと考えます。

委員長：はい、わかりました。では、その方向でお願いします。今日の審議はこれで終了します。ありがとうございました。